



# お知らせ版

中山町

NAKAYAMA TOWN INFORMATION

発行 中山町 〒990-0492 山形県東村山郡中山町大字長崎120番地  
編集 総務広報課庶務広報グループ  
電話 (023)662-2223(直通) FAX (023)662-5176

joho@town.nakayama.yamagata.jp→

町公式HP <https://www.town.nakayama.yamagata.jp>  
〔広報なかやま〕(毎月15日発行)「お知らせ版」はホームページでもご覧になれます



2022  
1/1  
令和4年  
No.1392

毎月1・15日発行

## その他の配布物

- 県民のあゆみ
- 「初市」チラシ
- ほんわ館だより (第112号)
- 「高齢者向け消費生活啓発」チラシ

## 障がい者控除・おむつ代の医療費控除について

※お問い合わせ先

【認定書の交付について】  
健康福祉課介護支援G

☎662・2456

【税の控除について】

住民税務課税務G

☎662・2112

【障がい者控除対象者認定書の交付について】

65歳以上で介護保険の要介護1以上の認定を受けている方のうち、身体障がい者手帳等の交付を受けていない方でも、障がい者または特別障がい者に準ずる者として町が発行する「障害者控除対象者認定書」により所得税および町県民税の障害者控除を受けられる場合があります。令和3年12月31日現在で障害者控除対象者に該当する方へは、1月中旬頃までに「障害者控除対象者認定書」を一斉送付しますので確定申告等で使用してください。

※対象者が死亡している場合は、健康福祉課で申請が必要となります。

※介護認定の変更等を申請している方は送付時期が遅れる場合があります。

【おむつ代の医療費控除証明書の交付について】

確定申告等においておむつ代を医療

費控除として申告する場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

介護保険の要介護認定者における2年目以降の申告では、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わって、町が発行する「おむつ代の医療費控除証明書」を使用することができます。

この「おむつ代の医療費控除証明書」の必要な方は、健康福祉課(保健福祉センター内)で発行の申請をしてください。

## お子さんに不織布マスク100枚を配布しています

※お問い合わせ先

▼小学生以上の場合  
教育課学校教育G

☎662・5484

▼小学生未満の場合  
健康福祉課福祉子育て支援G

☎662・2705

新型コロナウイルス感染症防止対策として、中山町在住の平成18年4月2日～平成30年4月1日生まれのお子さんを対象に、不織布マスク100枚を無料配布しています。

町内の施設(園、学校等)にお子さんが通われている場合はその施設を通じて、通われていない方へは郵送で配布しています。

令和3年12月1日時点で条件に該当するにも関わらず、不織布マスクの配布を受けていない方はご連絡ください。

## 新型コロナウイルスワクチン初回接種(1回目・2回目)をまだ受けていない方へ

※お問い合わせ先

健康福祉課健康づくりG

☎662・2836

12歳以上の新型コロナウイルスワクチン初回接種(1回目・2回目)の予約は一旦終了しましたが、追加接種(3回目)の接種期間に接種することが可能となりました。まだ接種を受けていない方で希望する方は左記の方法でご予約ください。接種は1月下旬以降となります。

【予約方法】

①中山町予約受付コールセンターに

電話(☎0120・567・33

9)(午前9時～5時、土・日曜

日および祝日を除く)

②保健福祉センター窓口に来所(持

ち物・接種券)

※2回目接種日の調整や新様式の接種券等の発行が必要なことから、ネット予約はできませんのでご了承ください。

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業者向け補助のご案内

## 1 産業持続化支援金

感染拡大の影響がおよんでいる町内の商工業事業者および農業経営者の事業運営持続を後押しするため、コロナ禍の影響により売上が一定以上減少している事業者に支援金を交付します。

### (1) 対象

以下の要件をすべて満たしている事業者（法人または個人事業主、農業者を含む）。

- ① 中小企業基本法の規定による中小企業者であること。
- ② 町内に本店または支店を有すること。
- ③ 第二種兼業農家、性風俗関連特殊営業、政治団体、宗教団体ではないこと。
- ④ 支援金受給以後も事業継続の意思があること。
- ⑤ 町税等を滞納していないこと。
- ⑥ 暴力団員または暴力団等に該当しないこと。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響により以下のとおり売上が減少した。

#### イ 商工業者

令和3年7月・8月・9月のいずれかの月間売上が、令和2年または令和元年の同月と比べて30%以上減少した。

#### ロ 農業者（個人農業者または農業法人）

令和3年1月1日から同年12月31日までの年間売上が、令和2年または令和元年の年間売上と比べて30%以上減少した。（注）商工業と農業に係る支援金の二重受給はできません。

### (2) 補助額

1事業者あたり10万円（定額）、1申請者1回限り

### (3) 申請書類（このほかにも確認書類を求める場合があります）

- ① 令和3年度中山町産業持続化支援金交付申請書・請求書（町公式ホームページで公開しています）
- ② 売上台帳や帳簿等、対象月の月間売上（商工業者）または令和3年の年間売上額（農業者）がわかる資料（明確な期間の記載があること）
- ③ 令和2年または令和元年（売上を比較する期間を含む期間）の確定申告書の写し
  - ・青色申告の場合  
確定申告書別表一の控え（1枚）および法人事業概況説明書の控え（2枚）の写し
  - ・白色申告の場合  
確定申告書第一表の控え（1枚）の写し  
※收受日付印が押されていることが必要（e-Taxの場合は受信通知）
- ④ 補助金振込先の通帳の写し（振込先確認用）

### (4) 申請期限

3月18日（金）

## 2 新・生活様式対応支援補助金

新型コロナウイルス感染症流行による経営上の影響が特に著しい町内の飲食店・宿泊施設の営業継続を支援するため、町内で飲食業または宿泊業を営む方が、山形県新型コロナ対策認証制度の認証を受けた事業所で行う、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る業種別ガイドライン等に基づいた環境整備に要する費用を補助します。

※詳しい内容は、「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を受けた事業所に個別通知します（同様の内容は、町公式ホームページでも確認できます）。

○ 申請期限 3月15日（火）

※お問い合わせ先 産業振興課産業振興G ☎662-2114

## 「臨時特別低所得世帯の冬の生活応援金」のお知らせ

※お問い合わせ先

健康福祉課福祉子育て支援G

☎662・2673

町では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う原油高騰により、低所得世帯（世帯員全員の町民税が非課税の世帯）への生活支援対策として、今年度に「中山町低所得世帯の冬の生活応援金」の交付決定を受けた方に追加助成します。なお、手続きの必要はありません。

また、該当すると思われる世帯の方で「中山町低所得世帯の冬の生活応援金」の申請がまだお済みでない方は、1月28日（金）までとなっておりますので、お早めにお手続きください（詳しくは令和3年11月1日号3ページをご覧ください）。

●対象 『令和3年度中山町低所得世帯の冬の生活応援金』 交付決定を受けた世帯

●助成金額 追加で1世帯あたり5000円

●その他 該当者への助成金の通知は2月上旬頃に行います。口座振込は、2月中旬を予定しています。

## 優良ドライバーを表彰します

※資料請求・お問い合わせ先

山形地区交通安全協会事務局

☎632・5927

山形地区交通安全協会加入者で基準に該当する優良ドライバーは協会長と山形警察署長連名による「優良運転者表彰」を申請することができます。

●対象 無事故・無違反で現在も運転を継続し表彰を希望する方

●表彰種別 プラチナ賞（40年以上）、ダイヤモンド賞（30年以上）、金賞（20年以上）、銀賞（15年以上）、銅賞（10年以上）

●申請締切および表彰基準日

3月26日（土）

## 入札参加資格審査申請の追加受付を開始します

※提出・お問い合わせ先

総合政策課まちづくり推進G

☎662・2118

町が発注する建設工事および測量・コンサル等の入札に参加を希望される方は関係書類を提出してください。

提出書類等は、町公式ホームページからダウンロードできます。

●受付期間 2月1日（火）午前9時～28日（月）午後5時（消印有効）

●提出方法 郵送または持参（感染リスク低減のために郵送提出にご協力ください）

●結果の通知 町公式ホームページへの登録業者一覧の掲載をもって通知に替えさせていただきます。

※物品・業務委託および中山町小規模工事等受注希望者登録は、随時受け付けています。

## 山形市男女共同参画センター「ファアラ」をご利用ください

※お申込み・お問い合わせ先

山形市男女共同参画センター「ファアラ」

☎645・8077

【「ファアラ」相談室のご案内】

☆相談費用 無料

☆利用方法 事前予約が必要です。予約は当月の1日から受け付けます。

■一般相談

女性カウンセラーによる心の悩み相談。

●曜日と時間

▼月・水曜日：午後2時～7時

▼火・金曜日：午前9時～正午

▼木・土曜日：午前9時～午後1時

▼日曜日：午後2時～5時

■法律相談

弁護士による法律に関わる悩み相談。

●日時 毎月第2・3・4金曜日  
①午後4時10分～4時30分

②午後4時40分～5時  
③午後5時10分～5時30分  
④午後5時40分～6時

※法律相談のご利用は1人につき年度内に1回のみとなります。

## 行政相談をご利用ください

※お問い合わせ先

総務広報課庶務広報G

☎662・2111

行政相談委員は、総務大臣が委嘱する民間有識者です。行政に関する困りごとや意見・要望等がありましたら、行政相談委員にご相談ください。医療保険・年金から雇用、運輸、道路行政など多岐にわたる内容を受け付けています。相談は無料・秘密厳守です。予約不要ですので当日会場へお越しください。

●日時 1月12日（水）

午前10時～正午

●場所 中央公民館1階 第1研修室

●相談委員 黒沼裕一氏

（中山町担当行政相談委員）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来場時の検温、マスクの着用、来場時の手指消毒にご協力ください。

## 固定資産税（償却資産）の申告をお忘れなく

令和4年1月1日現在で中山町内に事業用の償却資産を所有している個人および法人の方は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、償却資産について“申告”をする義務があります。

町では償却資産を所有する方および町内の事業所等に、申告に係る書類一式を送付していますので、「申告の手引き」を参照の上、下記の申告期限までに必ず提出されるようお願いいたします。

なお、申告が必要な方で申告書が届かない場合など、申告についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

### (1) 償却資産の種類と具体例

以下の事業用資産は、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

資産の種類	資産の例（一部抜粋）
①構 築 物	舗装路面、広告塔、門、煙突、その他土地に定着する土木設備など
②機 械 お よ び 装 置	電気機械、印刷機械、コンベアー、加工修理等に使用する機械および装置など
③船	各種の海上および水上運搬具、ボート、貨物船、客船など
④航 空 機	人または物を搭載して航空の用に供することができる機器、飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤車 両 お よ び 運 搬 具	フォークリフト等の特殊自動車等（自動車税、軽自動車税種別割の課税対象となっているものは除く）
⑥工具、器具および備品	レジスター、応接セット、陳列ケース、テレビ、測定工具、ロッカーなど

- 正当な理由がなく申告しなかった場合または虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条、第386条および中山町町税条例第75条の規定により懲役・罰金刑が科されることがあります。
- 前年度まで申告している資産に異動がない場合や町内に資産がすでにない場合、事業の廃止や休止の場合でも必ずその旨を申告してください。

### (2) 申 告 期 間 1月4日(火)～31日(月) (期限厳守)

期間間近は窓口が混み合いますので、**1月18日(火)までの申告書提出**にご協力ください。

なお、郵送やeLTAX（電子申告）による申告も受け付けています。

※eLTAXの詳しい内容や手続き方法については、eLTAXのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

- (3) **申告書の提出先** 〒990-0492 東村山郡中山町大字長崎120番地  
 (お問い合わせ先) 中山町役場 住民税務課税務G (役場1階5番窓口) (郵送可)  
 ☎662-2112

## 紙類をもやせるごみに混ぜていませんか？

もやせるごみの中には資源としてリサイクルできる紙類が約20%混ざっています。きちんと分別し、紙類を「古紙類」として出せば、年間1人あたり約38kgのごみを減らすことができ、大切な資源になります。

次の「古紙類」は資源回収または毎月第2・4土曜日にごみ集積所へ出しましょう！

<p><b>新聞・雑誌・段ボール・紙パック</b> 「それぞれひもで縛る」</p>  <p>新聞 (広告も一緒)    雑誌    段ボール・紙パック</p>	<p><b>雑紙</b> (菓子箱・はがき・プリント類) 「雑紙袋に入れる」</p>  <p>※雑紙にビニールがついている場合は取り除いてください。</p>	<p><b>シュレッダー破砕紙</b> 「透明袋に入れる」</p> 
--	--	---

雑紙袋は、役場1階④番窓口にて無料で配布していますので、ぜひご利用ください。

※お問い合わせ先 住民税務課住民G ☎662-2113

「三ない運動」贈らない！  
求めない！受け取らない！

※お問い合わせ先  
町選挙管理委員会事務局(総務広報課内)  
☎662・2111

何かと贈り物やお祝い事をする機会  
の多い季節です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を  
贈ることは、時期や理由を問わず法律  
で禁止されています。答礼のための自  
筆によるものを除き、あいさつ状を出  
すこともできません。

また、有権者が政治家に寄附や贈り  
物を求めることも禁止されています。  
一人ひとりが寄附禁止のルールを  
守って、明るい選挙を実現しましょう。

心配ごと相談所を  
開設します

※お問い合わせ先  
社会福祉協議会保健福祉センター内  
☎662・4361

あなたのお悩み、心配ごとなどを相  
談員に気軽に相談してください。民生  
委員または人権擁護委員が相談に応じ  
ます。また、お仕事・ひきこもり等の  
相談に、東南村山地域生活自立センター  
の相談員が応じます。

●日時 1月12日(水)  
午後1時30分～4時

●場所 保健福祉センター2階会議室

※電話での相談も受け付けます。  
※新型コロナウイルス感染拡大防止の  
ため、来場前の検温、マスクの着用、  
来場時の手指消毒にご協力ください。

新春町民囲碁・将棋大会の  
開催中止のお知らせ

※お問い合わせ先  
中央公民館 ☎662・2235

1月22日(土)に開催を予定していた  
新春町民囲碁・将棋大会は、新型コロ  
ナウイルス感染症の拡大防止のため、  
開催を中止します。

なかやま雪中カルタ大会を  
中止します

※お問い合わせ先  
青少年育成町民会議(中央公民館内)  
☎662・2235

毎年恒例となっているなかやま雪中  
カルタ大会ですが、新型コロナウイルス  
感染症の拡大防止のため、今年度の  
開催は中止します。

大会は中止となりますが、なかやま  
雪中カルタ大会で使用される「なかや  
まカルタ」(家庭用)は、中央公民館  
で購入可能です(税込み1000円)。  
お家時間で「なかやまカルタ」を遊ん  
でみませんか。



▲なかやまカルタ(家庭用)

## 皆さんの見守りをお願いします

中山町では高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを  
目指しています。

### ●中山町見守りシール交付事業について



☞このシールに気づいてくだ  
さい。皆さんの支援が必要  
です。



シールを身につけた方を見かけたら…  
①ご本人の正面から優しく声を掛けてください。  
②道に迷っていたり困っている様子  
だった場合、スマートフォンでシ  
ールを読み取りご家族と連絡をと  
るか、最寄りの駐在所に案内するか、  
110番通報をお願いします。

※お問い合わせ先  
健康福祉課介護支援G ☎662-2456

**消費生活の窓口から 2022年4月から、満18歳の誕生日を迎えれば“大人”に！  
～成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます～**

民法改正により、2022年（令和4年）4月1日から、成年年齢が現行の20歳から18歳に変わります。2022年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から新成人となります。約140年ぶりに成年の定義が見直されることによって、何が違って何が変わらないのか、一緒に確認しましょう。

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと （これまでと変わらないこと）
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆親の同意がなくても契約できる クレジットカードをつくる、ローンを組む、携帯電話の契約、一人暮らしの部屋を借りる など</li> <li>◆10年有効のパスポートを取得する</li> <li>◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る</li> <li>◆結婚をする 男女ともに18歳に統一</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆飲酒をする</li> <li>◆喫煙をする</li> <li>◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う</li> <li>◆養子を迎える</li> <li>◆大型・中型自動車運転免許の取得</li> </ul>



未成年から成人になると様々なことが変わりますが、消費者トラブルに巻き込まれやすくなることもその一つです。成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向にあります。

未成年者の場合、親権者の同意なく結んだ契約は、原則、取り消すことができますが（未成年者取消権。取り消せない場合もあるので注意）、成人になるとそうした保護はありません。現在でも、20歳で保護がなくなったばかりの若者を狙い打ちにする悪質な業者があり、消費者トラブルに巻き込まれる件数が増えています。成年年齢を18歳に引き下げた場合には、18歳、19歳の方は、未成年者取消権を行使できなくなるため（契約を取り消すことができなくなるため）、さらなる消費者被害の拡大が懸念されています。もちろん高校生であっても18歳になれば成人として扱われるため、自分でした契約には責任を持たなければなりません。

**【アドバイス】**

◆消費者トラブルにあわないためには、未成年のうちから契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。

◆消費者庁LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」が開設されました。消費者トラブルにあわないために、知って安心の最新情報が得られますので活用しましょう。



LINE友だち登録はこちらから↑

◆「簡単にもうかる」「手軽にキレイ」などのうまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう。

◆借金を勧める業者に要注意。クレジット契約を利用する際には、安易に契約をしないようにしましょう。

◆消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きてしまった場合は、ひとりで悩まず、消費生活相談窓口や消費者ホットライン<sup>いっや</sup>188（局番なし）に相談しましょう。

※詳しくは、政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」の下記等をご覧ください。

・18歳から“大人”に！成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと。

・18歳、19歳、20歳の皆さん、ご用心！成人になると増える、こんな消費者トラブル～18歳から大人～

※消費者庁や国民生活センターのホームページもぜひご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先 中山町消費生活相談窓口（住民税務課住民G内） ☎662-2593

## 町内産農産物消費応援事業 費補助金と出品農業者募集 について

※お問い合わせ先

ひまわり温泉ゆ・ら・ら

☎662・5777

産業振興課産業振興G

☎662・2063

町では、新型コロナウイルス流行の長期化を受け、町内産農産物の消費拡大および販売促進を図るため、2月28日(月)までひまわり温泉ゆ・ら・ら内売店で、町内産農産物を300円購入するごとに、次回以降の買い物で使える100円分の割引券をプレゼントしています。

また、ゆ・ら・ら内売店では、町内産農産物を出品してくださる生産者の方を随時募集しています。ぜひお問い合わせください。

## 山形県みどり豊かな森林環境 づくり推進事業を募集します

※お問い合わせ先

産業振興課産業振興G

☎662・2063

村山総合支庁森林整備課森づくり推進室

☎6621・8248

やまがた緑環境税で支援する県民参加による森づくり活動を募集します。

### ●募集期間

1月4日(火)～2月4日(金)

●支援する活動内容(令和4年度中に実施する取り組みに限る)

- ①豊かな森づくり活動
- ②自然環境保全活動
- ③森や自然とのふれあい活動
- ④木に親しむ環境づくり
- ④木に親しむ環境づくり
- ④木に親しむ環境づくり
- ④木に親しむ環境づくり

●事業の実施については、令和4年度の予算成立が前提となります。

### ●その他団体等のお知らせ

- ①お問い合わせ先
- ②とき
- ③ところ
- ④内容
- ⑤対象・定員
- ⑥費用
- ⑦申込方法
- ⑧その他

### 「村山保健所主催

「ひきこもり」について学ぶ会

- ①村山保健所(☎627・1184)
- ②1月21日(金) 午後1時30分～3時45分
- ③村山総合支庁北村山地域振興局
- ④「ひきこもりの基礎知識」理解と対応について」講師：精神科医師 (2)「家族の関わり方を知ろう」講師：臨床心理士 (3)情報提供：村山保健所におけるひきこもり支援事業の紹介等
- ⑤山形市以外の村山地域にお住まいで、家族のひきこもりのことで悩んでおり、相談支援を利用されていない方・20名

(申込受付順) ⑥無料 ⑦1月14日(金)まで電話で①へお申し込みください。 ⑧来場時の検温とマスクの着用にご協力いただき、体調不良の際には出席を控えてください。

### 「山形県立農林大学校

「新規就農研修生」募集

- ①山形県立農林大学校研修部(☎0233・22・8794 / FAX0233・23・7567 / email:kenshu@nodai.ac.jp)
- ②1年間(令和4年4月～令和5年3月)
- ③新庄市大字角沢1336
- ④これから農業を始めようとする方を対象に研修生を募集します。
- ⑤新規就農希望者・50名
- ⑥無料(ただし、テキスト・傷害保険・宿泊等の必要経費は自己負担)
- ⑦①へお問い合わせください。
- ⑧来場時の検温とマスクの着用にご協力いただき、体調不良の際には出席を控えてください。

### 「冬季・軽スポーツ体験会の開催について」

- ①中山町スポーツ協会ペタンク部 布施(☎090・6985・6850)
- ／e-mail:s0323@sky.plala.or.jp
- ②1月15日(土) 午前10時～正午、午後1時～3時
- ③すぱーく中山
- ④ペタンク、ポッチャ、モルックの体験
- ⑤小学生以下は保護者の同伴が必要です。
- ⑥1人300円(当

## 中山町消防団出初式

町消防団では、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、下記のとおり令和4年中山町消防団出初式を実施します。

- 日時 1月9日(日) 午前9時～10時30分
- 場所 中央公民館周辺

祝賀放水、観閲、分列行進のため、会場となる道路は午前9時から一時通行止めとなりますので、ご注意ください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合があります。

※お問い合わせ先 総務広報課危機管理G ☎662-4899

日持参・中学生以下無料) ⑦1月10日(月・祝)まで①へお申し込みください。 ⑧参加者は各自の責任で健康管理に十分配慮の上、ご参加ください。受講中に発生した傷害・疾病等については責任を負い兼ねます。参加者は各自で傷害保険等に加入してください。

# 保健カレンダー

※保健事業に関するお問い合わせ先

健康福祉課 健康づくりG ☎662-2836

※各事業については、新型コロナウイルス感染拡大状況により、変更になる場合があります。

事業名	日時	場所	対象者等
母子手帳交付	1/25(火) 9:00~10:00	保健福祉センター	母子手帳を交付し健康相談を行います。 ●持ち物 印かん、妊娠届出書、個人番号が確認できるもの（個人番号カード、個人番号通知カード等）と本人確認ができるもの（個人番号カード、運転免許証等） ※この日時に妊婦さん本人の都合がつかない場合はご連絡ください。
定期健康相談	1/25(火) 10:30~11:30		生活習慣病予防・健康診査に関する相談を行います。
育児相談【予約制】	1/25(火) 10:30~11:30		育児全般について、保健師・助産師・管理栄養士が相談に応じます。前日まで電話でご連絡ください。

## 1月の日曜当番医 午前9時～正午

1月9日	中山診療所	☎662-5011	1月23日	服部内科胃腸科医院	☎662-2272
------	-------	-----------	-------	-----------	-----------

※日曜・祝日・年末年始の急病時は、山形市休日夜間診療所（山形市香澄町2-9-39 ☎635-9955）も利用できます。

### 二種混合（ジフテリア・破傷風）／日本脳炎の申込受付について

令和4年2月に接種を希望する方

- 申込期間 1月1日(土)～1月10日(月)
- 対象 二種混合…平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ  
日本脳炎1期(初回・追加)…平成14年2月2日～平成19年4月1日生まれで未接種の方  
日本脳炎2期…平成14年2月2日～平成15年4月1日生まれで未接種の方
- 次のいずれかの方法で申込票をお届けください。申し込み後、連絡はいきません。令和4年2月1日から希望した医療機関で接種を受けてください（町外医療機関を希望した場合は接種券を郵送しますので届いたら医療機関に予約をいれてください）。
  - ①郵送（〒990-0406中山町大字柳沢2336-1 健康づくりG宛）
  - ②保健福祉センター窓口へ来所。土・日曜日等、時間外は保健福祉センターの郵便受けに入れてください。
  - ③役場総合窓口へ来所。火曜日・木曜日は午後7時まで可能です。

※BCG、4種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、日本脳炎（3歳・4歳・9歳）、麻しん風しん1期・2期、水痘は町内医療機関に直接申し込んでください（ただし、町外医療機関希望の場合は健康づくりGに申込票をお届けください。接種券を郵送しますので、届いたら医療機関に予約をいれてください）。

## 冬の道路はとっても滑ります!!

- 急 ブレーキ
- 急 ハンドル
- 急 加速
- 急 発進



急 のつく運転操作は  
**スリップの原因です!**  
冬道の運転は、時間と心にゆとりを持って、安全運転を心がけましょう。

### 特にこんな所が危険です

- ・日かげ
- ・トンネルの出入口
- ・ゆるい下り坂、ゆるいカーブ
- ・橋
- ・交差点の中や手前
- ・黒っぽく見える道路  
(ブラックアイスバーン)

# まちのカレンダー



## 1月

…町関係  
 …教育委員会関係  
 …保健関係  
 …子育て支援センター関係  
…なかやま健幸くらぶ関係  
…その他

※各事業については、新型コロナウイルス感染拡大状況により、変更になる場合があります。

1 土	元旦 ■町有施設休み (3日まで) ■ごみ収集休み (3日まで) ■中山町民交通安全行動の日	16 日	●いきいきクラス (総合体育館) ●ウォーキング教室
2 日		17 月	□ほんわ館・総合体育館・歴史民俗資料館休館日 ★子育て支援センター休館日 ○ひまわり温泉ゆ・ら・ら休館日
3 月		18 火	★お話と遊びの会 ●るんるん・はつらつクラス (総合体育館)
4 火	■新春を祝う会 ■固定資産税 (3期)、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 (6期) 納期限 ●るんるん・はつらつクラス (総合体育館)	19 水	★作ってみよう!の日 ●いきいきクラス (総合体育館)
5 水	◆1歳6か月児健診 ●いきいきクラス (総合体育館)	20 木	★赤ちゃん和妈妈の日
6 木		21 金	粗大ごみ (申込制)
7 金	□中山中学校始業式	22 土	古紙類回収(雑紙・新聞・雑誌・段ボール紙パック・シュレッダー破砕紙)
8 土	□中山町成人式典	23 日	●いきいきクラス (総合体育館) ●ウォーキング教室
9 日	■中山町消防団出初式 ●いきいきクラス (総合体育館) ●ウォーキング教室	24 月	□ほんわ館・総合体育館・歴史民俗資料館休館日
10 月	成人の日	25 火	◆母子手帳交付 ◆定期健康相談 ◆育児相談 ★お話と遊びの会 ●るんるん・はつらつクラス (総合体育館)
11 火	□ほんわ館・総合体育館・歴史民俗資料館休館日 □長崎小学校・豊田小学校始業式 ◆母子手帳交付 ◆定期健康相談 ★発育測定と保健師の話 ●スポーツの駅相談日 ●るんるん・はつらつクラス (中央公民館)	26 水	◆乳児健診 ○心配ごとと法律相談所 ★作ってみよう!の日 ●いきいきクラス (総合体育館)
12 水	★育児講座「リラックス&リフレッシュヨガ」 ●いきいきクラス (総合体育館) ○心配ごと相談所 ■行政相談	27 木	
13 木	★じいじ・ばあばの日	28 金	
14 金	■初市	29 土	
15 土	■中山町民交通安全行動の日 □ほんわ館おはなし会 ★子育て支援センター開館日	30 日	●いきいきクラス (総合体育館) ●ウォーキング教室
		31 月	■町県民税 (4期)、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 (7期) 納期限 □ほんわ館・総合体育館・歴史民俗資料館休館日

### その他のごみ収集日

※行事や日曜当番医は変更になる場合がありますので、お知らせ版をよくご覧ください。  
 ※ペットボトルは捨てる前に中をすすぎ、キャップとラベルを取り、それぞれ素材ごとに分別しましょう。  
 【1月10日(月)は祝日ですが、もやせるごみ、ペットボトルの収集をします(該当地区のみ)】

地区名	ペットボトル	もやせるごみ	ビン・カン(資源物)
達磨寺全区・向新田・新田町全区・上町・新町・元町・中町・西小路 梅ヶ枝町全区・西町・南小路・土橋全区・岡全区・小塩全区	1月14日(金) 1月28日(金)	月・木曜日	火曜日
柳町・旭町全区・中原団地・広瀬団地・川端・下川・桜町全区・北小路 三軒屋・落合・文新田全区・いずみ全区・あおば全区・金沢全区・柳沢全区	1月10日(月) 1月24日(月)	火・金曜日	木曜日

※ごみ収集作業中の車両には近付かないでください!

町税等の納付は便利で確実な口座振替をお勧めします。詳しくは住民税務課税務Gへ (TEL 662-2112)